

平成28年度地方分権改革に関する提案募集 兵庫県提案29項目の対応方針

提案内容	関係府省	区分	対応方針の概要
<p>国定公園において、工作物の高さが50m又はその地上部分の容積が30,000㎡を超える新築や改築等についての許可を行う際の環境大臣協議の廃止</p>	<p>環境省</p>	<p>実現</p>	<p>・省令を改正し、一定の要件を超える工作物の新築等及び一定の面積を超える土地の開墾等を平成28年度中に協議対象から除外する。</p>
<p>診療所等で病児保育事業を実施する場合、利用児童数が定員2名以下の場合、看護師1名のみで実施可能となるよう補助要件の緩和（再提案）</p>	<p>内閣府 厚労省</p>	<p>実現</p>	<p>・平成29年度を目途に以下に掲げる要件等を満たす場合は、保育士がいなくても事業の実施を可能とする。 ①離島・中山間地その他の地域で病児保育の利用児童の見込みが少ないと市町村が認めた上で、医療機関に併設された施設において実施する ②利用児童が2名以下で実施する ③子育て支援員研修（地域型保育）を修了しているなど、必要な知識や技術等を修得している看護師1名が常駐する ④病児保育以外の業務に従事している看護師1名が、必要な場合に迅速に対応できる体制とする</p>
<p>国民健康保険の高額療養費の請求に際し、70歳から74歳までの前期高齢者については、後期高齢者医療保険と同様に自動払いできるよう手続きの簡略化 ※県・市町連携提案：川西市、洲本市</p>	<p>厚労省</p>	<p>実現</p>	<p>・国民健康保険の70歳から74歳までの被保険者の高額療養費の支給申請については、高齢者の負担を軽減する観点から、市町村の判断により手続きを簡素化することを可能とし、平成28年度中に省令改正等の必要な措置を講ずる。 ・高額療養費の支給申請の際、原則として国民健康保険の保険者の判断により、領収書の添付を省略できることについて、改めて平成28年中に通知する。</p>
<p>幼保連携型認定こども園について、3階以上に設置する保育室等は原則として満3歳未満の園児の保育の用に供するとされている基準を緩和 ※県・市町連携提案：川西市</p>	<p>内閣府 文科省 厚労省</p>	<p>一部実現</p>	<p>・保育室を2階までに確保している場合において、当該園児が使用する遊戯室を3階以上の階に設置することを可能とすることを、地方公共団体に平成28年度中に通知する。 ・特例的に保育室を3階以上に設置する際に必要とされる屋上園庭について設置要件を見直す。 ・幼保連携型認定こども園の施設基準のあり方については、子ども・子育て支援法の施行後5年を目途として行う制度の見直しの中で検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。</p>
<p>幼保連携型認定こども園に必要な園庭に係る「従うべき基準」を「参酌すべき基準」にするよう規制を緩和（再提案）</p>	<p>内閣府 文科省 厚労省</p>	<p>一部実現</p>	<p>・現にある幼稚園又は保育所を廃止し、幼保連携型認定こども園を設置する場合の特例（既存の園庭が幼保連携型認定こども園の面積要件を満たしていなくても認可が可能）については、園舎を建て替える場合でも、園庭の面積が減少しない場合は適用可能となることを、地方公共団体に平成28年度中に通知する。</p>
<p>生産緑地地区指定の面積要件（500㎡）の緩和（再提案）</p>	<p>国交省</p>	<p>提案を踏まえて対応を検討</p>	<p>・生産緑地地区の規模要件については、都市農業振興基本計画に基づき、生産緑地地区の指定の対象とされていない500㎡を下回る小規模な農地や、農地所有者の意思に反して規模要件を下回ることとなった生産緑地地区について、小規模な農地を保全する観点から要件緩和を検討し、平成29年中に結論を得る。</p>

提案内容	関係府省	対応方針の概要	
		区分	
高等学校等就学支援金における新入生の受給資格認定について、前年度と当該年度の課税証明書を一度に提出することで遡及して認定できるよう事務手続きを見直し	文科省	提案を踏まえて対応を検討	・高等学校等就学支援金制度における受給資格認定については、マイナンバーを使用し、収入状況届出書の提出を不要とする方向で検討し、平成29年6月末までに結論を得る。
高校生に対する奨学金事業のために地方公共団体等が出資して設立した公益財団法人でも、独立行政法人日本学生支援機構と同様にマイナンバーを利用できるよう利用主体の拡大	内閣府 総務省 文科省 個人情報保護委員会	提案を踏まえて対応を検討	・地方公共団体における行政運営の効率化を図る観点から、同法の施行後3年を目途として、同法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずる。
小規模多機能型居宅介護サービス事業者に属している介護支援専門員と居宅介護支援専門員の兼務を可能とするなど小規模多機能型居宅介護に係る人員基準の緩和	厚労省	提案を踏まえて対応を検討	・議論の必要性も含めてそのあり方について検討し、平成30年度の報酬改定に向けて結論を得る。
地方公共団体が設置する障害児入所施設等に対する公立減算（基本報酬の減算）の廃止 ※県・市町連携提案：川西市	厚労省	提案を踏まえて対応を検討	・公立減算については、事業所等の経営実態、サービスの提供実態等の客観的・具体的なデータに基づき、そのあり方について検討し、平成30年度の報酬改定に向けて結論を得る。
地方創生推進交付金について、地方自治体単独で実施する事業についても先駆タイプとして認めるよう要件を緩和	内閣府	現行制度で対応可能	・地方創生推進交付金の先駆タイプにおいては、複数の地方公共団体が共同で予算を実施する予算の共同化に限らず、それ以外の形での連携を広く認めるという申請要件の運用弾力化について、改めて平成29年中に周知する。
地域ボランティアが地域及び対象者を限定して行う移送サービスについては、公共交通空白地有償運送とみなし、有償運送が可能となるよう登録要件の緩和 ※県・市町連携提案：三田市	国交省	現行制度で対応可能	— (改めて通知等を発出しないことから対応方針に記載無し)
国立公園の特別保護地区を除く地域における建物の増改築等の基準の特例を定める権限等の都道府県への移譲	環境省	提案内容とは異なる対応	・地方公共団体、地域住民等の関係者が参画する国立公園の協働型管理運営の一層の普及を図ることとし、各国立公園における先進的な取組事例や必要性等を整理し、関係都道府県に周知するなどの取組を平成28年度中に行う。
公営住宅をUJIターン者向け住宅に活用できる「地域対応活用」に係る期間（1年間）の緩和	国交省	提案内容とは異なる対応	・公営住宅の「地域対応活用」に係る期間の更新については、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内であればその回数に制限はないこと及び更新の際に設定可能な期間（最長1年間）について、地方公共団体に平成29年中に情報提供を行う。

提案内容	関係府省	対応方針の概要	
		区分	
地方創生推進交付金について、地方再生計画の作成を地方版総合戦略等で代替できるよう手続きの見直し	内閣府	提案内容とは異なる対応	・（地方総合戦略等を地方再生計画の代替とすることは不可だが）地方創生推進交付金の申請手続きについては、地方公共団体の意見を踏まえつつ、引き続き申請手続きの簡素化を進めることについて、地方公共団体に平成29年中に周知する。
一部居住実態がある長家や共同住宅についても空家等対策の推進に関する特別法の対象となるよう対象の拡大	国交省	提案内容とは異なる対応	・一部が空き室となっている長屋等への対応については、各地方公共団体の取組事例等の調査を行い、地方公共団体に平成29年中に情報提供を行う。
広域連合規約の変更に必要な総務大臣許可について、国の行政機関の長の権限に属さない事務については届出制にするなど弾力化（再提案）	総務省	対応不可	—
所有者等が不存在のため略式代執行により除去した空き家の跡地処分における手続簡略化 ※県・市町連携提案：洲本市	総務省 法務省 国交省	対応不可	—
措置変更後の施設における被虐待児の受入加算費の適用期間（1年間）の緩和	厚労省	対応不可	—
被災者生活再建支援制度について、一連の災害であれば全ての被災団体を支援するよう対象を拡大	内閣府	予算編成過程で検討	—
保育体制強化事業の実施主体について、「待機児童解消加速化プラン」に参加していない市町村でも実施できるよう要件を緩和	厚労省	予算編成過程で検討	—
放課後児童健全育成事業「長時間開所加算」の要件緩和 ※県・市町連携提案：川西市	厚労省	対応不可	— （内閣府との調整において、関係府省との調整をしないと区分された項目）
過疎地域自立促進方針を定める際の関係大臣への同意協議の廃止	総務省	対応不可	— （内閣府との調整において、関係府省との調整をしないと区分された項目）
特定民間中心市街地活性化事業計画の認定から補助金交付までの権限の都道府県への移譲（再提案）	経産省	対応不可	— （内閣府との調整において、関係府省との調整をしないと区分された項目）

提案内容	関係府省	対応方針の概要	
		区分	
商店街活性化事業計画等に関する認定事務権限等の都道府県への移譲（再提案）	経産省	対応不可	— （内閣府との調整において、関係府省との調整をしないと区分された項目）
ほ場整備事業が事業完了後8年を経過していれば、用排水路整備事業が完了後8年を経過していなくても、当該用排水路の受益農地を農用地区域から除外できるよう、除外要件を緩和。	農水省	対応不可	— （内閣府との調整において、関係府省との調整をしないと区分された項目）
農用地利用計画に係る2ha未満までの計画変更に必要な、県との同意協議を、県との協議のみに見直し ※県・市町連携提案：小野市	農水省	対応不可	— （内閣府との調整において、関係府省との調整をしないと区分された項目）
農家レストランを農用地区域に設置できるよう要件の緩和 ※県・市町連携提案：三田市	農水省	対応不可	— （内閣府との調整において、関係府省との調整をしないと区分された項目）
同一県内で実施する一般乗合旅客自動車運送事業（バス・タクシー）に関する一連の権限の移譲（再提案）	国交省	対応不可	— （内閣府との調整において、関係府省との調整をしないと区分された項目）